

平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社 代表者名 代表 取 締 役 社 長 藤堂 裕隆 (コード番号 3750 東証第二部) 問合せ先 取締役経営企画部長 関 裕司 (TEL. 03-5501-4100)

(訂正)「商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 29 年 5 月 12 日付で開示しております「商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」について、 一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

1. 訂正箇所

- (1)「1. 商号の変更」について、本日別途開示しております「子会社の吸収合併の中止に関するお知らせ」のとおり、当該合併を中止するため、当該項目を削除いたします。
- (2) 上記合併の中止により、商号変更も取り止めるため表題を変更いたします。
- (3) 定款の一部変更 上記合併の中止により、第 1 条 (商 号) を現行どおりとし、附則を削除いたします。

2. 訂正内容

【訂正前】

表題 商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

【訂正後】

表題 定款の一部変更に関するお知らせ

【訂正前】

1. 商号の変更

(1)変更の理由

平成 29 年 4 月 24 日付「子会社の吸収合併に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 29 年 7 月 1 日を 効力発生日として、当社の完全子会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社を吸収合併す ることを決議いたしました。

当該合併後、当社は不動産事業等を営む事業持株会社へと移行いたします。また、不動産事業は合併消滅会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社がサービスを提供しており、本事業とサービスの継続性を示す上で、当社が「セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社」へ商号を変更することといたしました。

(2)新商号(英文表記)

セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社

(英文: SEVEN SEAS ASSET MANAGEMENT CO., LTD.)

(3)変更予定日

平成 29 年 7 月 1 日

【訂正後】

(削除)

【訂正前】

- 2. 定款の一部変更
 - (1)変更の理由
 - ① 上述の商号変更を行うため、第1条(商号)を変更します。
 - ② 当該合併による今後の事業展開に備えるため、事業目的の第2条(目的)の変更を行うものであります。
 - ③ 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) において、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 29 条 (取締役の責任限定契約) および定款第 38 条 (監査役の責任限定契約) の規程を変更するものであります。

なお、定款第29条の定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行 変更案

第 1 条 (商 号)

当会社は、<u>セブンシーズホールディングス株式会社</u>と 称 し 、 英 文 で は <u>SEVEN SEAS HOLDINGS</u> <u>CO.,LTD.</u>と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営む事を目的とする。

(1)他の会社または外国会社の株式、持分、またはこれに相当するものを取得所有することによる当該会社等の事業活動の支配および管理

(2)当該会社等に対する、助言その他の経営指導

(新設)

(新設)

(新設)

(3)その他適法な商業

(4)前各号の業務に附帯または関連する一切の業務

第 3 条~第 28 条 (条文省略)

第 29 条 (社外取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 30 条~第 37 条 (条文省略)

第 38 条(社外監査役の責任限定契約)

第 1 条 (商 号)

当会社は、<u>セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社</u>と称し、英文では <u>SEVEN SEAS ASSET MANAGEMENT CO..LTD.</u>と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営む事を目的とする。

(1) (現行どおり)

(2) (現行どおり)

(3)不動産の売買、賃貸、管理、仲介並びに斡旋

(4)不動産・動産のリース業務

(5)経営コンサルティング業務

(6)その他適法な商業

(7)前各号の業務に附帯または関連する一切の業務

第 3 条~第 28 条 (現行どおり)

第 29 条 (取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取</u> 締役(業務執行取締役等であるものを除く) との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 30 条~第37条(現行どおり)

第38条(監査役の責任限定契約)

現行	変更案
当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社	当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監
<u>外</u> 監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償	<u> 査役</u> との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任
責任を限定する契約を締結することができる。ただ	を限定する契約を締結することができる。ただし、当
し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定す	該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額と
る額とする。	する。
第 39 条~第 42 条(条文省略)	第 39 条~第 42 条(現行どおり)
	<u>附 則</u>
(新設)	第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、平成29
	年7月1日の合併の効力発生を条件に実施する。な
	お、本附則は、効力発生日経過後削除されるものとす
	<u>る。</u>

【訂正後】

定款の一部変更

- (1)変更の理由
 - ① 当社の今後の事業展開に備えるため、事業目的の第2条(目的)の変更を行うものであります。
 - ② 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) において、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 29 条 (取締役の責任限定契約) および定款第 38 条 (監査役の責任限定契約) の規程を変更するものであります。

なお、定款第29条の定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

	(下豚は変史固別を小しより)
現行	変更案
第 1 条 (商 号)	第 1 条 (商 号)
当会社は、セブンシーズホールディングス株式会社と	(現行どおり)
称し、英文では SEVEN SEAS HOLDINGS	
CO.,LTD.と表示する。	
第2条(目的)	第 2 条(目 的)
当会社は、次の事業を営む事を目的とする。	当会社は、次の事業を営む事を目的とする。
(1)他の会社または外国会社の株式、持分、またはこ	(1) (現行どおり)
れに相当するものを取得所有することによる当該会	
社等の事業活動の支配および管理	
(2)当該会社等に対する、助言その他の経営指導	(2) (現行どおり)
(新設)	(3)不動産の売買、賃貸、管理、仲介並びに斡旋
(新設)	(4)不動産・動産のリース業務
(新設)	(5)経営コンサルティング業務
(3) その他適法な商業	(現行どおり)
(4)前各号の業務に附帯または関連する一切の業務	<u>(7)</u> (現行どおり)
第 3 条~第 28 条(条文省略)	第 3 条~第 28 条(現行どおり)
第 29 条 (社外取締役の責任限定契約)	第 29 条(<u>取締役</u> の責任限定契約)

現行

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社</u>外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 30 条~第 37 条 (条文省略)

第 38 条 (社外監査役の責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社</u> 外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償 責任を限定する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定す る額とする。

第 39 条~第 42条 (条文省略)

変更案

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取</u> 締役(業務執行取締役等であるものを除く) との間に 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当該契約に基づ く責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 30 条~第 37 条 (現行どおり)

第38条(監査役の責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 39 条~第 42 条 (現行どおり)

以上